

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2020年6月11日～2020年6月17日)

令和2年(2020年)6月18日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 ポーランド政府、EU域内の国境通過制限措置解除を発表 大統領選挙候補者の確定 ドゥダ大統領のLGBTに関する発言と国内外の反応 大統領選挙候補者の支持率に関する世論調査 EU加盟国等発の国際旅客機に対する着陸禁止措置の解除の発表 大統領選挙候補者によるテレビ討論会の開催 チャプトヴィチ外相のEU及び東方パートナーシップ参加国外相会合への出席 チャプトヴィチ外相の第1回「Coalition for Sahel」会合への出席 ドゥダ大統領の5年間の評価 チャプトヴィチ外相のリトアニア訪問 チャプトヴィチ外相のEU加盟国及び米国の非公式外相協議への出席 マース・ドイツ外相のポーランド訪問 ポーランドのNATO核シェアリング国となる可能性 ドゥダ大統領の訪米に関するホワイトハウスの発表 治安等 テロ対策法制定4周年 任意使用のスマートフォン用新型コロナウイルス感染症対策アプリケーションの導入 連休中の交通事故発生状況 下院付近で発生した焼身自殺未遂事件 身分証偽造に関与した犯罪組織の摘発 テロ容疑者の拘束及び国外追放 ポーランド・ウクライナ国境での中東系密入国者の拘束 経済 付加価値税等に関するコシチンスキ財務大臣の発言 危機対策パッケージの効果に関するエミレヴィチ副首相兼開発大臣の発言 5月の消費者物価指数 5月のコア・インフレ率 ヴィア・カルパチア道路の今後の展望 ホラワ・インフラ副大臣、国営ポーランド航空の救済について発言 新型コロナウイルス禍におけるポーランドの海外からの海外直接投資 道路建設事業関連動向 太陽電池容量の成長 気候中立目標に関するヤロシンスカ＝イエディナク基金・地域政策大臣発言 原子力関連動向 電気自動車普及に向けた新たな取組 大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事 お問い合わせ先 大使館領事部 電話 2 6 9 6 5 0 0 5 Fax 5 0 0 6 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。								

在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	
政 治	
内 政	

ポーランド政府、EU域内の国境通過制限措置解除を発表【12日】

12日、関連の政令が官報に掲載され、12日9時よりリトアニア国境、13日よりその他のEU域内国境（ドイツ、チェコ、スロバキア）における通過制限が解除され、また、13日よりEU域外国境（ロシア、ウクライナ、ベラルーシ）における入国制限が一部緩和された。国境通過措置の緩和に加え、13日より、EU域内国境の通過入国者に対する14日間の隔離措置が免除されるほか、EU域内での国際列車の運行も再開する。

大統領選挙候補者の確定【12日】

12日、国家選挙委員会（PKW）は、6月28日の大統領選挙に関し、立候補の要件（有権者10万人の推薦署名等）を満たした11名の候補者を発表した。6月2日に施行された大統領選挙の実施規則に関する法律により、現職のドゥダ大統領をはじめ、5月10日に実施予定であった大統領選挙の候補者9名は引き続き候補者資格が与えられており、今回、「市民連立」（KO）のチシャスコフスキ候補を含む2名が新たな候補者として登録された。

ドゥダ大統領のLGBTに関する発言と国内外の反応【13日、15日】

13日、ドゥダ大統領が、地方での選挙演説において、10日に署名した「家族憲章」の項目である「子供のLGBTイデオロギーからの保護」について発言し、この発言が共産主義時代のイデオロギー教育と現代のLGBTを同一視しているとして、野党や国内外のメディアによって批判される事態となった。これを受け、ドゥダ大統領は、翌14日にツイッターにて、発言が文脈から切り離されており、自分は多様性と平等性を尊重していると反論する投稿を行った。

15日、ヨウロヴァー欧州委員会副委員長は、欧州議会の市民の自由・司法・内務委員会（LIBE）にて、議員よりLGBTの権利とドゥダ大統領の発言に関する質問に対し、選挙運動への介入は望まないとしつつ、現代の欧州でハイレベルの政治家がマイノリティについて政治的利益を意図して発言するのは非常に残念であるとし、EU法及びポーランド憲法において、人種、宗教及び性的指向にかかわらず個人は平等であり、政治家は実社会に影響を与える自身の発言に責任を持つべきであると述べた。

大統領選挙候補者の支持率に関する世論調査【14日】

14日、世論調査機関 IBRiS は、大統領選挙候補者の支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。同調査結果によると、現職のドゥダ大統領が支持率40.7%で首位を獲得し、第2位は、チシャスコフスキ候補（「市民連立」（KO））で支持率28.0%であった。第3位はコシニャク＝カミシュ候補（農民党（PSL））で支持率9.7%、第4位はホウオヴニャ候補（無所属）で支持率7.8%、第5位にはボサク候補（「同盟」（konfederacja））で支持率7.1%、第6位はビエドロン候補（「左派」（Lewica））で支持率3.0%であった。また、上位2名による決選投票では、回答者の48.8%がドゥダ大統領を支持、48.0%がチシャスコフスキ候補を支持、3.6%が「分からない」と回答し、両候補の支持率が拮抗する結果となった。

EU加盟国等発の国際旅客機に対する着陸禁止措置の解除の発表【16日】

16日、航空便の運航禁止に関する同日付内閣令が官報に掲載され、6月17日より、英国、スウェーデン、ポルトガルを除くEU及び欧州自由貿易連合（EFTA）加盟国の空港発の国際航空便が、ポーランド国内の空港に着陸可能となり、その他の地域に対しては6月30日まで着陸禁止措置が延長された。

大統領選挙候補者によるテレビ討論会の開催【17日】

17日、国営ポーランド・テレビ局（TVP）にて、大統領選挙候補者11名の参加の下、テレビ討論会が実施され、各候補者は外交、教育、社会政策、経済、医療の各セッションで、司会者の質問に対し1分間の発言を行った。外交分野（難民問題）について、ドゥダ大統領は、自身の意志で東方地域より入国する経済移民は歓迎するが、難民の強制移転には反対であるとし、ポーランドはEU加盟国として対域外国境の防衛を支援する旨述べた。これに対し、チシャスコフスキ候補（「市民連立」（KO））は、難民問題は2015年のEU・トルコ間の合意により解決済みとの立場を示した。また、経済分野（ユーロ導入の可否）について、大部分の候補者が現在でのユーロ導入に否定的な意見を述べ、ドゥダ大統領は、ユーロの導入期限は定められておらず、ポーランドは独自通貨の使用により過去に経済危機を乗り越えることができたと主張した。これに対し、チシャスコフスキ候補は、ユーロ導入はポーランド国民の利益に関する問題であるとし、その点では現在のポーランド経済は混乱しており、国民は失業に怯え、政府は状況をコントロールできていないと批判した。

チャプトヴィチ外相のEU及び東方パートナーシップ参加国外相会合への出席【11日】

11日、EU及び東方パートナーシップ参加国外相会合がテレビ会議形式で実施され、チャプトヴィチ外相が出席した。同会合では、6月18日に予定される欧州理事会に向けた協議を行い、各国外相は、経済・社会面での影響を含む新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策における、東方パートナーシップ参加国へのEUの支援の重要性を強調した。また、チャプトヴィチ外相は、中期的視点において、東方パートナーシップ参加国とEU加盟国間における法制度の緊密化、セクター間の協力、政治的統合を目指していくべきと述べた。

チャプトヴィチ外相の第1回「Coalition for Sahel」会合への出席【12日】

12日、チャプトヴィチ外相は、EU及びG5サヘル諸国（ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア、ニジェール）の主催によりテレビ会議形式で実施された、第1回「Coalition for Sahel」会合に出席し、同会合には、60以上の国及び国連及びAUをはじめとする国際機関の代表が出席した。チャプトヴィチ外相は、本枠組みの目的は国境をまたぐ犯罪ネットワークへの対策、人身売買及びサヘル諸国の危機耐性の拡大であるとし、ポーランドの本枠組みへの支持を表明するとともに、サヘル地域の安全保障情勢の安定化に向けた国際的な連携の強化における本枠組みの重要性を強調した。

ドゥダ大統領の5年間の評価【12日】

ジェチポスポリタ紙は、ドゥダ大統領の防衛・安全保障政策に関する5年間の評価として次のように述べた。同大統領は軍の前で写真を撮られることを好むが、軍の最高指揮官として軍を護れなかったと報じた上で、評価すべき点として、国防費の増額及びポーランド国内における同盟国の駐留規模を拡大した点を挙げ、評価できない点として、ポーランド軍組織の指揮・統制システムの改革未実行、民間防護に関わる構造的欠陥に対する改革未実行、ポーランド海・空軍の悲惨な状況の放置及びマチェレヴィチ前国防相が軍内で行った個人的な愚行に対する沈黙による受容を挙げた。

チャプトヴィチ外相のリトアニア訪問【15日】

15日、チャプトヴィチ外相がリトアニアを訪問し、リンケビチュス・リトアニア外相との二国間会談、レインサル・エストニア外相とリンケービッチ・ラトビア外相を加えたバルト三国との枠組みである「B3+1」外相会合を実施した。

「B3+1」外相会合において、四外相は、新型コ

ロナウイルス感染症（COVID-19）対策での調整及び相互協力について協議したほか、安全保障分野においては、NATO及び大西洋地域における一層緊密な協力の必要性につき一致し、東方パートナーシップは、参加国の安定化と発展に加え、東方地域の安全保障の強化に資するとの考えを示した。

また、チャプトヴィチ外相は、リンケビチュス外相との二国間会談において、良好に発展している二国間関係を評価し、経済関係に加え、エネルギー及び交通分野での戦略的インフラ事業の実現に向けた協力強化に満足している旨述べた。

チャプトヴィチ外相のEU加盟国及び米国の非公式外相協議への出席【15日】

チャプトヴィチ外相は、訪問先のリトアニアでバルト諸国外相と共に、EU加盟国外相及びポンペオ米 국무長官による非公式テレビ協議に出席した。同協議では、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を受けた世界情勢、対中関係、中東和平プロセス、EUの東方パートナーシップ政策等につき議論された。各国外相は、国際秩序を揺るがすために現在の危機の利用を試みている諸国に対し、EUと米国が一致して対抗すべきであり、また、偽情報対策においてEUと米国間の協力が重要であるとの考えで一致した。

マース・ドイツ外相のポーランド訪問【16日】

16日、マース・ドイツ外相がポーランドを訪問し、チャプトヴィチ外相と会談を行った。チャプトヴィチ外相は、ポーランドは（本年下半期の）ドイツのEU議長国の下での目標及び優先事項の実現を支持すると強調し、EUの将来、多年度財政枠組み（MFF）、欧州復興基金といった6月の欧州理事会で取り上げられるテーマにつき協議したと述べた。また、同外相は、会談後の共同記者会見にて、ポーランドは、欧州への安全なエネルギー供給に資せず、欧州全体が独占的なガス供給国のロシアに依存する状況を生み出すノルドストリーム2事業に当初より反対しているとし、ロシアは他国に圧力をかける手段としてガス供給を利用していると非難した。今次訪問に際し、アウシュヴィッツ＝ビルケナウ基金へのドイツの拠出金を6,000万ユーロから1億2,000万ユーロに拡大する協定が、マース外相とツィヴィンスキ同基金代表の間で署名された。

ポーランドのNATO核シェアリング国となる可能性【16日】

ポーランドに所在するシンクタンク、東方問題研究所のゴトフスカ氏は、Forsal.plのインタビューに答え、独がNATO核シェアリングから脱退するかどうかは、

2021年の連邦議員選挙後に決着し、仮に独が脱退する場合、新たな候補国となるのはポーランドであると言及した。一方、駐ポーランド独大使は、ツイッターで、独は2018年から2021年の連立合意に基づき、NATOへのコミットを維持すると発言した。同合意文書には、独は核シェアリングに参加すると明確に記載されているが、本当に現在の連立政権(CDU/CSU・SPD)が終了するまで維持されるかどうかは疑わしい。

ドゥダ大統領の訪米に関するホワイトハウスの発表【17日】

17日、ホワイトハウスは、6月24日にドゥダ大統領が訪米し、トランプ米国大統領と首脳会談を実施すると発表した。同訪問は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)拡大後で初の米国への国家元首の訪問となる予定である。同発表では、緊密なパートナー及びNATO同盟国として、米国とポーランドは多岐にわたる協力関係の拡大を継続し、両大統領は、防衛、貿易、エネルギー及びサイバーセキュリティにおける協力強化につき議論するとしている。

治 安 等

テロ対策法制定4周年【10日】

2016年6月10日に制定されたテロ対策法が制定4周年を迎えたことを受け、ジェンニク・ガゼタ・ブラブナ紙は同法に関する論説記事を掲載した。同法は、欧州で「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)によるテロ攻撃が頻発したことを受けて制定されたものであるが、制定過程から個人情報保護等の観点で批判の対象となってきた。

同法に対する主たる反対理由は、対テロ活動に関する公安庁(ABW)長官の権限が強すぎるというもので、ABWがほぼ制約なしに多くの公的記録にアクセス出来る点も、批判されている。ポーランドの公的機関である個人情報保護局(UODO)も、ABWの情報の取り扱いに関する外部監督の欠如を指摘している。同法が、携帯電話のプリペイド式SIMカードの登録義務、外国人の即時国外追放を可能とする規定、証拠不十分な状態でも被疑者の一時拘留を可能とする規定を定めていることについても問題と考える専門家は多い。また、同法は、インターネット上の特定のコンテンツのブロックについても定めているが、どのようなコンテンツがブロックされるのか、ブロックされたウェブサイトの数はいくつかといった情報は、安全保障に係るものとして非公開とされ、インターネット上での表現の自由を脅かすとの指摘もある。

クライエフスキ下院特務機関調整委員会副委員長は、同紙に対し、シェンゲン域内では人の往来に関する規制が少ないため、ポーランドの公共の安全に害を及ぼす外国人が国内に流入する高い蓋然性があるとし、我々には市民をテロ脅威から守るために法的枠組みを作る責任があると述べた。また、同副委員長は、実際に対テロ法に基づく外国人のポーランド入国拒否事案が複数件発生しているものの、同法は市民の権利に細心の注意を払って運用されており、濫用は1件も確認されていないとしている。

任意使用のスマートフォン用新型コロナウイルス感染症対策アプリケーションの導入【11日】

新型コロナウイルスとの接触の可能性を通知するスマートフォン用アプリケーション ProteGO Safe の本

格運用が開始され、6月9日に Google Play store、6月11日に App Store でそれぞれ最新版が公開された。同アプリの使用は任意で、ポーランド当局は、同ソフトは利用者の位置情報を収集せず、携帯端末内のデータにもアクセスしないとしている。また、その利用に際し情報登録は必要なく、パスワードやアクセスコードの設定も必要ない。新型コロナウイルス感染症(COVID-19)への感染が判明した場合、利用者がソフトウェアの運営者に連絡することでPINコードが発行され、この利用者が過去14日間に接触があった端末に、接触の事実を知らせる警告が発信される。感染者が誰なのかは通知されない。

連休中の交通事故発生状況【15日】

6月11日から同14日までの連休期間中、ポーランド国内で336件の交通事故が発生し、396名が負傷、24名が負傷した。前年の同連休と比較すると、交通事故件数は23%減、交通事故死亡者数は51名減となっている。他方、今回の連休中に飲酒運転で摘発された運転手は1,869名であった。

下院付近で発生した焼身自殺未遂事件【16日】

16日午後2時ころ、ワルシャワ市内の下院議事堂付近で、男が可燃性の液体をかぶり自ら火を付け焼身自殺を図る事案が発生した。男は周辺にいた警察官らに救護され、病院に搬送されて治療を受けている。動機等は不明であるが、男は事件の際に「この国に正義はない」などと叫んでいたとされる。

身分証偽造に関与した犯罪組織の摘発【16日】

国家警察本部は、ワルシャワ、ポドラスキエ県、ウイエルコポルスキエ県、ドルノシロンスキエ県、シフェントクシスキエ県、ルベルスキエ県で、身分証偽造に関与する犯罪組織に対する摘発を一齐に実施した。同組織はコレクターと呼ばれ、偽造した各国の運転免許証や就労許可証等をインターネット上で売買していたとされ、摘発時、これら偽造文書を購入した疑いで5名の身柄が拘束された。

テロ容疑者の拘束及び国外追放【17日】

公安庁 (ABW) は、国内の安全を脅かし、テロ組織に関与した容疑でインド人1名、チェチェン系ロシア人2名を拘束したと発表した。

拘束されたインド人に関し、ABWは氏名等を明らかにしていないが、同人はテロ脅威であり、5月22日にABWの情報提供に基づき国境警備隊によって身柄の拘束が行われた。現在、同人の国外追放に向けた手続きが進められている。

拘束されたチェチェン系ロシア人の2名の氏名は、アダム・B及びブクハリ・Kで、アダム・Bは5月上旬、ブクハリ・Kは2019年11月に身柄を拘束された。ABWは、アダム・Bが「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)等のテロ組織支援者やシリアでの紛争に参加している外国人と接触していたと見ており、外国人局に、同人の難民資格を取り消すよう求めている。ブクハリ・Kについても、ABWはテロ組織関係者との

接触の疑いがあったとしており、同人は、本年5月に難民資格を取り消され、国外追放された。なお、ブクハリ・Kは、今後5年間、ポーランド及びシェンゲン域内への入境が禁じられる。

ポーランド・ウクライナ国境での中東系密入国者の拘束【17日】

17日、国境警備隊は、ポーランド・ウクライナ国境のポドカルパツキエ県ストウポシャニ付近で、道に迷った旅行者に扮して密入国を試みたシリア人を拘束した。被疑者は、国境地帯の山脈を散策中誤ってポーランド側に入国したと供述したが、身分証を所持しておらず、国境警備隊による取調べの結果、ドイツへの移動を目的にポーランドに密入国したことが判明したとされる。

経 済

経済政策

付加価値税等に関するコシチンスキ財務大臣の発言【16日】

コシチンスキ財務大臣は、メディアのインタビューにおいて、最近OECDが発表したポーランドのGDP成長率予測(2020年はマイナス7~9%)は悲観的過ぎるとし、マイナス4~5%程度と見込まれるとした。同大臣は、ポーランドの公共財政状況は良好であり、欧州委は新型コロナウイルス感染症(COVID-19)対策歳出の場合、公的債務残高の対GDP比60%を超過しても罰則は科せられないとしているが、流行の第二波が生じない場合、ポーランドの同比率はEUの上限の範囲内に収まる見込みと述べた。その上で、経済専門家は付加価値税(VAT)をドイツのように一時的に引き下げる対応は取らず、代わりに、新中央空港やヴィスワ砂嘴建設等の大規模インフラ投資、病院・道路・学校等の地方投資、年間13番目及び14番目の年金給付といった社会保障等を通じ、経済刺激を図るとした。

危機対策パッケージの効果に関するエミレヴィチ副首相兼開発大臣の発言【16日】

16日、政府の危機対策パッケージの効果に関する討論に参加したエミレヴィチ副首相兼開発大臣は、ポーランドで操業する企業数は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)発生前と比較して14,600社増加したと述べ、これは、経済の凍結解除の効果が見え始めている証左であり、ビジネスが再び利益をもたらしているとした。現在、ポーランドで操業している企業は約240万社あるという。同大臣は、ポーランド開発基金(PFR)が実施する「財政の盾」により、これまでに496億ズロチの支援が企業に提供されていると述べた。開発省及び家族・労働・社会政策省の発表によると、これまでに危機対策パッケージ及び「財政の盾」を通じ、総額約842億6,000万ズロチの企業向け支援が実施されている。エミレヴィチ副首相は、これらの支援パッケージにより、ポーランドは経済発展の道に復帰してきているとした。

マクロ経済動向・統計

5月の消費者物価指数【15日】

中央統計局(GUS)によれば、5月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.9%増、対前月比0.2%減となった。食料が対前年同期比6.5%増となった一方、燃料費を含む輸送部門は対前年同月比12.8%減となった。

を除いた5月のコア・インフレ率は対前年同月比3.8%増、対前月比0.1%減となった。

5月のコア・インフレ率【16日】

ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギー

ポーランド産業動向

ヴィア・カルパチア道路の今後の展望【13日】

アダムチク・インフラ大臣は、三海域イニシアティブの一部であるヴィア・カルパチア道路に関し、2025年末までに準備が完了する見込みと述べた。同イニシアティブは、黒海、バルト海、アドリア海にまたがる12か国のインフラ、エネルギー、経済協力の強化を目的としている。同道路は、リトアニアからポーランド、スロバキア、ハンガリー、ルーマニア、ブルガリアを経て、ギリシャに至るもので、ポーランドでは、ビャウストク、ルブリン、ジェシュフを通過する。ポーランドでは、同道路の一部を構成する高速道路S19の拡張に関する入札がまもなく発表される見込み。

ホラワ・インフラ副大臣、国営ポーランド航空の救済について発言【14日】

ホラワ・インフラ副大臣は、ラジオ放送において、国営ポーランド航空(LOT)は救済・維持されると述べた。同副大臣は、LOTは欧州で最も力強く、急速に成長している航空会社であり、旅客機の運航停止が解除されれば、更に進展を遂げるとした。同副大臣は、インフラ省は従業員の解雇は最後の手段となるべきと考えているが、同社への公的支援に関する協議を開始できるよう、LOTは費用合理化を図る必要があると発言した。また、LOTの親会社であるポーランド航空グループ(PGL)が最近新たに登記を行った新会社「LOT Polish Airlines」(LOTと同名であるが、英語表記)について問われ、資産運用の最適化手段かもしれないが、同社経営陣に聞くべきであり、回答する立場にはないとした。

新型コロナウイルス禍におけるポーランドの海外からの海外直接投資【16日】

フィナンシャルタイムズグループの傘下である FDI intelligence 社は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大により世界中の投資が大幅に減少したが、ポーランドの海外からの対内直接投資は増加したと発表した。2020年第1四半期における海外からの新規の対内直接投資事業は、165件(前年比+14%増)となった。再生可能エネルギーや不動産での増加が顕著であり、再生可能エネルギーでは、デンマークの風力大手 Vestas 社、ドイツのエネルギー企業 Innogy 社の風力発電への投資が増加した。

全世界における外国企業の直接投資は前年比45%減となり、国別では英国で同61%減、ドイツで同60%減、中国で同63%減となった。COVID-19の感染拡大による経済活動の制限と、不確実性が減少要因と見られる。

道路建設事業関連動向【17日】

16日、政府は、国家道路建設計画への210億ズロチの追加投資を承認した。アダムチク・インフラ大臣は、ポーランド全土で道路建設や近代化に関する2,400以上の事業が行われ、約150万人の雇用を創出していると述べた。同大臣は、全ての現場で作業が本格的に進んでおり、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)は、ポーランドにおける道路建設を停止するものではないとしている。

エネルギー・環境

太陽電池容量の成長【15日】

ガゼータ・ポルスカ・ツオジェニニ(GPC)紙によれば、2019年にポーランドで設置された太陽電池の総容量は約2GWで、全年比で176%以上増加、過去5年半で9,000%増加した。同数値は、欧州第5位で、同紙は、政府の施策がポーランドの再生可能エネルギー分野での成長を後押ししていると分析している。クルティカ気候大臣は、太陽電池だけでなく、バイオガスプラントや小規模水力発電所にも投資し、分散型エネルギーシステムを構築する必要があると述べた。

気候中立目標に関するヤロシンスカ＝イエディナク基金・地域政策大臣発言【16日】

16日、国連グローバル・コンパクト・リーダーズ会合に出席したヤロシンスカ＝イエディナク基金・地域政策大臣は、ポーランドの優先事項は、グリーン経済に向けた移行が安全かつ経済的に利益があ

り、社会に許容される方法で実施されることとし、同移行は、経済成長やエネルギー安全保障を阻害することなく、段階的に進められるべきと述べた。同大臣は、パリ協定の一員であるポーランドは、21世紀後半に気候中立を達成する計画で、政府は二酸化炭素排出量の削減や大気改善に関する数多くの取組を実施していると発言した。2030年までの気候中立達成に関しては、高額な社会経済費用を無視して進められるべきでないとし、同目標達成のためにポーランドが必要とする投資額は2,400億ユーロで、EU平均の2倍の経費を要すると付言した。

原子力関連動向【16日】

クルティカ気候大臣は、ポーランドは石炭エネルギー依存からの脱却を図っており、2026年に最初の原子力発電所の建設を開始し、2033年までに容量1～1.5GWの初号機の運転を開始し、20

40年には6つの原子炉を運転すると述べた。同大臣は、原子力は炭素排出低減だけでなく、ロシアからの石炭やガス等の炭化水素燃料の輸入低減にも貢献するとし、原子力エネルギーの競争力を確保する財政基盤が必要と述べた。

政府は、2033年の初号機建設に加え、2043年までに国内の発電量の10分の1にあたる6～9GWの容量確保を目指しており、同容量の原子炉に係る費用は1,000億ズロチ(225億ユーロ)以上と見積もられている。

サシン国有財産大臣は、原子力について、計画、請負会社、資金モデルを選定しており、間もなく決定すると述べた。2014年1月に発表された原子力計画では、原子炉初号機を2024年に完成させる計画であったが、1年後に同計画を主導する国営電力会社PGEが最初の原子炉は2029年の稼働と発表した。

他方、ポーランドの資産家であるソウォヴォフ氏は、2019年10月に米国のGE Hitachi Nuclear

Energy と共同で小型原子炉を建設すると述べた。2027年に小型原子炉を完成させる計画であるが、同事業を行う化学会社シントスの小型原子炉に関する技術は、まだ実用化されていない。

電気自動車普及に向けた新たな取組【17日】

気候省は、電気自動車市場の活性化加速のために3つの新しいプログラム(“Green Car”, “eVAN”, “Hummingbird”)を立ち上げ、1億5,000万ズロチ(3,370万ユーロ)を充てると発表した。同省は、同プログラムに関し、個人や企業が電気自動車を購入することを支援する枠組みとしている。同プログラムは、気候省と国家環境保護水管理基金(NFOSiGW)が共同で実施し、6月26日から申請が可能。クルティカ気候大臣は、包括的な支援により、大気改善や二酸化炭素排出低減、騒音の減少を目指すとし、同プログラムは、ポーランド経済に約7億ズロチの効果を与える見込みと述べた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、

政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染がさらに拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。

現在、ポーランドでの永住権又は一時滞在許可証を有する者、ポーランドでの労働の権利を有する者、ポーランド国民の配偶者又は子女、ポーランド国民の恒常的な扶養の下にある者等を除き、外国人のポーランド入国は認められていません。

また、国際旅客機についても、英国、スウェーデン、ポルトガルを除くEU及び欧州自由貿易連合(EFTA)加盟国の空港発の国際航空便以外は、ポーランド国内の空港への着陸が禁じられています。

学校、大学の授業は停止されており、幼稚園、保育園の活動にも制限があります(各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください)。また、公共交通機関は、定員の半数で運行、商店等では、人と人の間に2メートル以上の距離を取ることとされ、公共の場では、屋外かつ2メートルの距離を確保できる場合を除き、マスク、スカーフ、ショールなどにより口及び鼻を覆う義務があります。マスク等で口及び鼻を覆う義務は、行政機関、サービス等を提供する店及び職場でも適用されるため、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30, 13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用

することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間 ※入館については一時見合わせ中

平日 9:00 - 12:30, 13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせます。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-73 00，Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp，住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】ポフシン植物園での日本月間【～6月27日(土)】

ポフシン植物園にて「日本月間」が開催され、展覧会「浜松の子供たち」や「アウトドアゲーム」が実施されます。最終日の27日(土)には、閉会式及びコンサートが行われます。

主催：ポーランド科学アカデミー植物園・ポフシン生物多様性保全センター

場所：ワルシャワ市、ポフシン植物園, ul. Prawdziwka 2

詳細：<https://www.ogrod-powsin.pl/>

展覧会「浜松の子供たち」：<https://www.facebook.com/events/255361475603409/>

アウトドアゲーム(6月21日(日)まで)：<https://www.facebook.com/events/276856810123751/>

【予定】言葉と音のマスター・第18回パツアヌフ国際子どもフェスティバル・パツアヌフと日本2020【7月4日(土)～26日(日)】

パツアヌフ昔話センターにて「第18回パツアヌフ国際子どもフェスティバル」が開催され、子ども向けの様々なワークショップが実施されます。

詳細：<https://centrumbajki.pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(<http://www.pl.emb-japan.go.jp/index.j.htm>)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(news@mail@wr.mofa.go.jp)